

2 裁量労働制

1. 専門業務型裁量労働制(法第 38 条の3)

(1) 使用者が、**労使協定**により、次の①から⑥に掲げる事項を定めた場合において、労働者を①に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、②に掲げる時間労働したものとみなす。

① 業務の性質上その**遂行の方法**を大幅に当該業務に従事する**労働者の裁量**にゆだねる必要があるため、当該業務の**遂行の手段**及び**時間配分の決定等**に関し使用者が**具体的な指示**をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下「**対象業務**」という。）

② 対象業務に従事する労働者の**労働時間**として算定される時間

③ 対象業務の**遂行の手段**及び**時間配分の決定等**に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が**具体的な指示**をしないこと

④ 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の**健康及び福祉を確保するための措置**を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること

⑤ 対象業務に従事する労働者からの**苦情の処理に関する措置**を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(2) 使用者は、(1)の協定を行政官庁（**所轄労働基準監督署長**）に届け出なければならない。

本条は、労働時間の算定は可能であるが、業務の性質上、一定要件の下で実際の労働時間とかかわりなく一定の時間労働したものとみなそうとする規定である。

1. 対象業務（則第 24 条の 2 の 2 第 2 項）

専門業務型裁量労働制の対象となる厚生労働省令で定める業務は、以下の通りである。

- (1) 新商品、新技術の研究開発又は人文科学、自然科学に関する研究の業務
- (2) 情報処理システムの分析又は設計の業務
- (3) 新聞、出版、放送番組制作のための取材又は編集の業務
- (4) デザイナーの業務
- (5) プロデューサー又はディレクターの業務
- (6) その他厚生労働大臣の指定する業務（平成9.2.14 労告7号）
 - ①コピーライターの業務、②システムコンサルタントの業務、③インテリアコーディネーターの業務、④ゲーム用ソフトウェアの創作の業務、⑤証券アナリスト等の業務、⑥金融アナリスト等の業務、⑦大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。具体的には講義等の授業の時間が、多くとも一週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であるものをいう。）、⑧公認会計士の業務、⑨弁護士の業務、⑩建築士の業務、⑪不動産鑑定士の業務、⑫弁理士の業務、⑬税理士の業務、⑭中小企業診断士の業務

2. 労使協定で定めなければならない事項

専門業務型裁量労働制を採用するためには、以下の事項を労使協定に定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

- (1) 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下「対象業務」という。）
- (2) 当該業務の遂行に必要とされる**1日当たりの労働時間数**
- (3) 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと
- (4) 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること
- (5) 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること

(6) (1) から (5) に掲げるもののほか、以下の厚生労働省令で定める事項

① 労使協定（労働協約による場合を除く。）の有効期間の定め

② 次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を①の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存すること

(イ) 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置

(ロ) 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置

3. 医師の業務、社会保険労務士の業務は、対象業務として認められていない。

4. 労使協定では、対象業務について、その業務の遂行に必要とされる時間を定めるが、その場合、1日当たりの時間数を定めなければならない(1箇月当たりの時間数を定めることはできない。)(昭和63.3.14基発150号)。

5. 専門業務型裁量労働制が適用される場合であっても、休憩、深夜業及び休日に関する規定の適用は排除されない(昭和63.3.14基発150号)。